大阪市とグレーター・マンチェスター合同行政機構

における友好協力関係構築に関する覚書

大阪市とグレーター・マンチェスター合同行政機構は、相互の情報の共有と、双方の地域における産学官の多機関にわたる分野横断的な対話を通じて強固なパートナーシップを　構築し、双方の大きな変革をもたらす力を持った知識やイノベーティブな手法を活用して、　友好協力関係のもと両地域共通の課題の解決の促進につなげる取組みを進めることに合意する。

両者は、次の事項について、取組みを進めるため、本覚書を締結する。

1. 環境政策分野における協力と交流の推進及び、温室効果ガス排出量実質ゼロの目標実現に向けた移行の促進
2. 経済分野における交流促進及び強固な協力関係の構築
3. 大学間連携の強化
4. 大阪・関西万博を機にさらなる協力関係の構築に向け協議を進める

本覚書を交わした後、両者は具体的な交流事業についての検討及び協議を進める。

本覚書の有効期限を2026年12月３日までとする。この覚書の修正、延長については、両者間の友好的な協議により取り決める。

本覚書は日本語と英語により各々２通作成し、両者が各１通ずつ保有する。

2023年12月４日

日本国　　　　　　　　　　　　　　　　　　英国

大阪市長　　　　　　　　　　　　　　　　　グレーター・マンチェスター市長